

【オーストラリア】サイバー犯罪条約加盟

海外立法情報調査室・等 雄一郎

* 欧州評議会サイバー犯罪条約を実施するため、サイバー犯罪関連法を改正する法律が2012年9月12日に制定、10月10日に施行された。特定の国内機関からの要請に応えるため、蔵置された通信データの保全義務が通信事業者に生じ、国際協力のため、外国の法執行機関への通信データの提供が可能となった。

1 欧州評議会サイバー犯罪条約

インターネットの普及により、社会的な利便性が格段に向上する一方、コンピュータシステムを利用して行われる犯罪（サイバー犯罪）が横行して、犯罪行為の結果が国境を越えて広範な影響を及ぼす危険性が増しており、その防止や抑制のため国際的に協調して有効な手段をとる必要性が高くなった。

このような状況の下、伝統的に国際社会の基準策定を主導してきた汎欧州の国際機関である欧州評議会（Council of Europe）によって、2001年11月8日にサイバー犯罪条約（以下、単に「条約」という。）が採択され（2004年7月1日発効）、コンピュータシステムに対する違法なアクセス等一定の行為を犯罪とし、データの迅速な保全等の刑事手続の整備などが定められた。我が国は、欧州評議会のオブザーバー国として条約の作成に関与し、条約採択直後に署名した。2004年に国会承認を得たのち、国内法が整ったのを機に、2012年7月3日に欧州評議会に受諾書を寄託し、11月1日から我が国について条約が効力を生じることになった（注1）。

オーストラリアにおいてもサイバー犯罪の脅威が認識され、同国は欧州評議会の加盟国ではないものの、条約がサイバー犯罪の取締に関する枠組みと国際協力を定める唯一の現行の国際条約であることから、2010年4月に条約加盟の意思を表明し、同年9月に欧州評議会から同国に対して条約への加盟招致が行われた（注2）。

2 サイバー犯罪関連法改正法案の議会審議

条約加盟のため、連邦政府は、まず2011年3月1日に国益分析書を添えて条約を連邦議会両院合同条約常任委員会に提出、5月11日に連邦議会の承認を得た。条約はサイバー犯罪の内容を定める実体法規定、捜査に関する手続法規定及び国際協力に関する規定から成り、締約国はこれらに定める義務を負う。連邦法は、すでに1995年刑法典でコンピュータデータへの不正アクセスを犯罪とするなど条約上の一部のサイバー犯罪を刑法上で規定しているが、連邦政府は、条約に加盟してサイバー犯罪と効果的に戦うため、1997年通信法などさらに4法の改正が必要であるとした（注3）。

2011年6月22日、サイバー犯罪関連法改正法案が連邦議会に政府提出法案として提案された。審査を付託された連邦議会両院合同サイバー安全特別委員会は、プライバ

シー保護の強化や産業界との協議の推進など13の勧告を含む法案審査報告を8月18日にとりまとめた。法案は8月24日に下院本会議を通過したが、同日に上院本会議で審議延期となり、その後約1年をかけて法案についての関係機関との協議や修正が行われ、2012年8月22日に上院修正法案が下院本会議で再可決され、9月12日に制定法 (Act No. 120 of 2012) となり、10月10日に施行された。

3 改正の概要

サイバー犯罪関連法改正法により、①1997年通信法、②1979年通信（傍受及びアクセス）法、③1987年刑事事件相互支援法、④1995年刑法典が改正された。

改正の概要をまとめると、第1に、条約第16条及び第29条により締約国に課される、通信データを含む蔵置されたコンピュータデータの保全義務の履行に必要な①及び②の改正がある。具体的には、②を改正して、法執行機関又は傍受機関（豪州保安諜報機構[ASIO]がこれに相当）に通信データに関する保全通知を発出する権限を付与し、併せて①で定められた回線事業者・通信サービスプロバイダの免許条件に、国内の法執行機関等から要請された場合などに備えて、蔵置された通信データを最大90日間保全すべき義務を加えた。

第2に、条約の定める国際協力に関連した①、②及び③の改正である。従来は、蔵置された通信データの利用許可令状の発給申請は国内捜査目的のみに限られていたが、外国による法執行の目的にも発給申請が可能となった。また、国際的な捜査協力の手順を警察同士の協力を基本とすることによって簡素化し協力の迅速化を図った。さらに、国内向けと外国向けを問わず、法執行のために回線事業者等が蔵置した通信データを保全するのに要する費用を、国内法執行機関が補償することにした。

第3に、条約に定めるサイバー犯罪を、全面的に刑法上で規定するための④の改正である。従来④においては、コンピュータデータへの違法アクセス並びにこれの改変及び棄損のうち、連邦政府コンピュータ及び連邦政府データ並びに通信サービスに関わるものに限って、これらをサイバー犯罪としてきたが、条約の規定に合わせて、そのような限定は撤廃された。

注（インターネット情報は2012年10月24日現在である。）

- (1) 欧州評議会サイバー犯罪条約の説明及び和英両文は、外務省国際安全・治安対策室「サイバー犯罪」のウェブページを参照。〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/cyber/index.html>〉
- (2) Parliamentary Joint Standing Committee on Treaties, Report 116 Treaties tabled on May 2011, Chapter 11 Para. 11.1. 〈<http://www.aph.gov.au/house/committee/jsct/1march2011/report.htm>〉
- (3) 連邦議会における Kim Carr 改革・産業・科学・研究大臣による法案趣旨説明による。Senate Official Hansard, 43rd Parliament 1st Session 4th Period, No.9, 2011, 24 Aug. 2011, pp.5390-5393.

注記に引用した以外の主な参考文献

- ・ Cybercrime Legislation Amendment Bill 2011 Explanatory Memorandum, 2011. 〈http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/bill_em/clab2011314/〉